

税制改正について

～令和5年度より適用された主なもの～

個人市民税

- 医療費控除の特例の延長等（令和5年度課税分から適用）

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、対象となる医薬品の範囲に見直しを行い、適用期限を5年延長します。

軽自動車税

- 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の課税標識の交付

課税標識（いわゆるナンバープレート）について、令和5年7月1日から交付しています。

～令和6年度以降適用される主なもの～

個人市民税

- 定額減税の実施（令和6年度課税分から適用）

令和6年度分の個人住民税（市民税+県民税）所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施します。なお、納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入の場合は2,000万円）以下の場合に限ります。

- 子育て世帯等※1に対する住宅借入金等特別税額控除の現行水準の維持（令和7年度課税分から適用）

子育て世帯等の対象となる個人は、令和6年中に居住を開始した場合は、令和4・5年中の入居と同等の控除を受けられます。

居住年		令和4年・令和5年			令和6年・令和7年		
		借入限度額	控除率	控除期間	借入限度額	控除率	控除期間
新築等	認定住宅	5,000万円	0.7%	13年	4,500万円	0.7%	13年
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	0.7%	13年	3,500万円	0.7%	13年
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	0.7%	13年	3,000万円	0.7%	13年

※1 子育て世帯等とは以下に該当する者を指します。

- ア 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者
- イ 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者
- ウ 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

- 森林環境税の課税（令和6年度課税分から適用）

森林環境税は令和6年度より課税される国税であり、個人市民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

軽自動車税

● グリーン化特例（軽課）の延長（令和6年度課税分から適用）

令和6年度、令和7年度及び令和8年度に課税される軽自動車税（種別割）に適用されるグリーン化特例（軽課）について適用期限が延長されます。なお、営業用乗用車については、一部基準が厳格化されます。

- ・ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に取得した車両→令和6年度課税
- ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に取得した車両→令和7年度課税
- ・ 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に取得した車両→令和8年度課税

区分			軽減率
乗 営 業 車 用	自 用 車	電気自動車	75%軽減
		天然ガス自動車	
	業 用	2030年度燃費基準90%達成※1	50%軽減
		2030年度燃費基準70%達成※2	25%軽減
貨 物 車 用	自 用	電気自動車	75%軽減
		天然ガス自動車	

※1 令和7年度取得分までを対象とします。

※2 令和6年度取得分までを対象とします。

● 特定小型原動機付自転車の課税（令和6年度課税分から適用）

特定小型原動機付自転車に係る税率を2,000円とし、令和6年度以降の軽自動車税種別割について適用します。